

## 第12回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議 次第

日時 令和2年6月18日 17:00～

場所 第二分庁舎6階 災害対策本部室

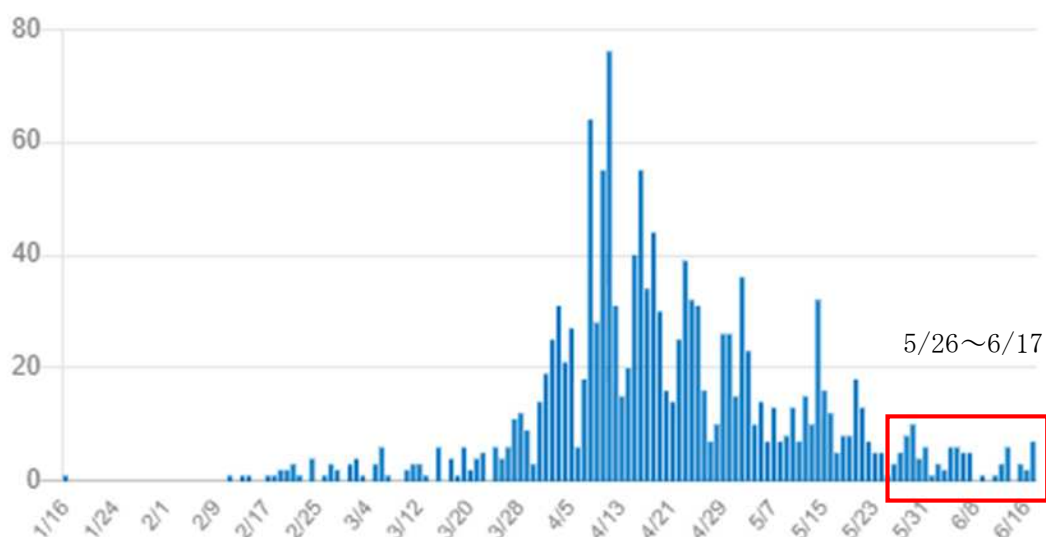
- 1 開会（くらし安全防災局長）
- 2 本部長あいさつ
- 3 議題
  - （1）県内における新型コロナウイルス感染状況について
  - （2）県の対処方針の改定について
  - （3）県内観光の促進について
  - （4）知事メッセージについて
  - （5）関係団体への周知について
- 4 その他

## 神奈川県内における新型コロナウイルス感染状況 及び神奈川警戒アラートの状況について

### 1 緊急事態宣言解除後（5月26日以降）の県内の新型コロナウイルス感染状況

緊急事態宣言解除後（5月26日以降）の県内の感染者の状況について、新規陽性患者数は10人以下の状況が続いており、新規感染者数が0人となる日（6月8日、10日、14日）もあり、減少傾向となっており、感染拡大は抑えられている。

#### 【新規陽性患者数の推移】



### 2 直近1週間（6月11日～17日）の県内の新型コロナウイルス感染状況

神奈川県内における直近の新規陽性患者数（6月11日～17日）については、10人以下の低い水準で推移している。新規の集団感染（クラスター）の発生もなく、感染拡大は抑えられている。

#### 【直近1週間（6月11日～17日）の県内の感染者の状況】

6月							
日付	11日 (木)	12日 (金)	13日 (土)	14日 (日)	15日 (月)	16日 (火)	17日 (水)
感染者数	1	3	6	0	3	2	7
(感染経路不明者)	(0)	(3)	(2)	(0)	(0)	(1)	(3)

### 3 直近1週間（6月11日～17日）神奈川警戒アラートのモニタリング指標の状況について

K値及び感染経路不明者の割合については、神奈川警戒アラートの発動基準に達している状況であるが、グラフが急上昇しているわけではなく、新規陽性患者数が少ないことなどから総合的に判断すると神奈川警戒アラートは発動する状況にない。

## 6月11日から6月17日のモニタリング指標の状況

### 感染の状況

モニタリング指標		神奈川警戒アラートの発動基準	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日
感染の状況	K値	4日連続で予想曲線から大きく外れた場合	実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	実績値
			0.0219	0.0221	0.0218	0.0259	0.0313	0.0336	0.0342
	予測値	予測値	予測値	予測値	予測値	予測値	予測値	予測値	
			0.0056	0.0051	0.0047	0.0043	0.004	0.0037	0.0034
	新規陽性患者数	10人	1.57	1.29	1.86	1.29	1.71	1.86	2.86
	感染経路不明	50%以上	54.55	77.78	69.23	66.67	50	46.15	45

【K値】 神奈川県と東京都の週当たりの感染者数増加率（直近1週間の陽性患者数/総陽性者数）。

【新規陽性患者数】 医療・福祉施設クラスターを除く1週平均

【感染経路不明】 医療・福祉施設クラスターを除く1週平均

#### 4 神奈川県警戒アラートのモニタリング指標の見直しについて

現在の神奈川県警戒アラートのモニタリング指標については、以下の課題がある。

##### 【K値について】

##### (1) 東京都での感染者増について

- 神奈川県と東京都の生活圏が一体であり、東京都で市中感染が拡大した場合は、神奈川県にも感染拡大する可能性が高いと考え、K値に東京都の感染者数を加えた分析をしていた。
- しかし、東京都だけが感染者数が多い状態が続いており、本県の状況と乖離が生じているが、東京都の感染がクラスターによるものかどうかを分析することは難しく、K値が予想曲線を外れていても詳細な分析を行うことが困難となっている。

##### (2) 県内クラスターについて

- 医療・福祉施設におけるクラスターの感染者数を含んでいるため、県内でもクラスターが発生すると、予想曲線から外れることがあった。要因が判明しているため、外れても問題ないと分析していたが、わかりにくいとの指摘があった。

##### (3) 発動基準である「4日連続で予想曲線から大きく外れた場合」の「外れた」が、どう外れた場合なのかがわかりにくいとの指摘があった。

##### 【感染経路不明者の割合について】

##### (4) 発動基準である「50%以上」について新規陽性患者数が少ない場合、感染経路不明者の割合が高くなる傾向がある。

⇒これらの課題について専門家によるWeb会議を開催したところ、神奈川県のデータをもとに精緻な分析を行う必要があり、モニタリング指標の見直しを行うべきという意見をいただいたため、裏面図のとおり、神奈川県警戒アラートのモニタリング指標の変更を行う。

+

【現在の神奈川警戒アラートのモニタリング指標】

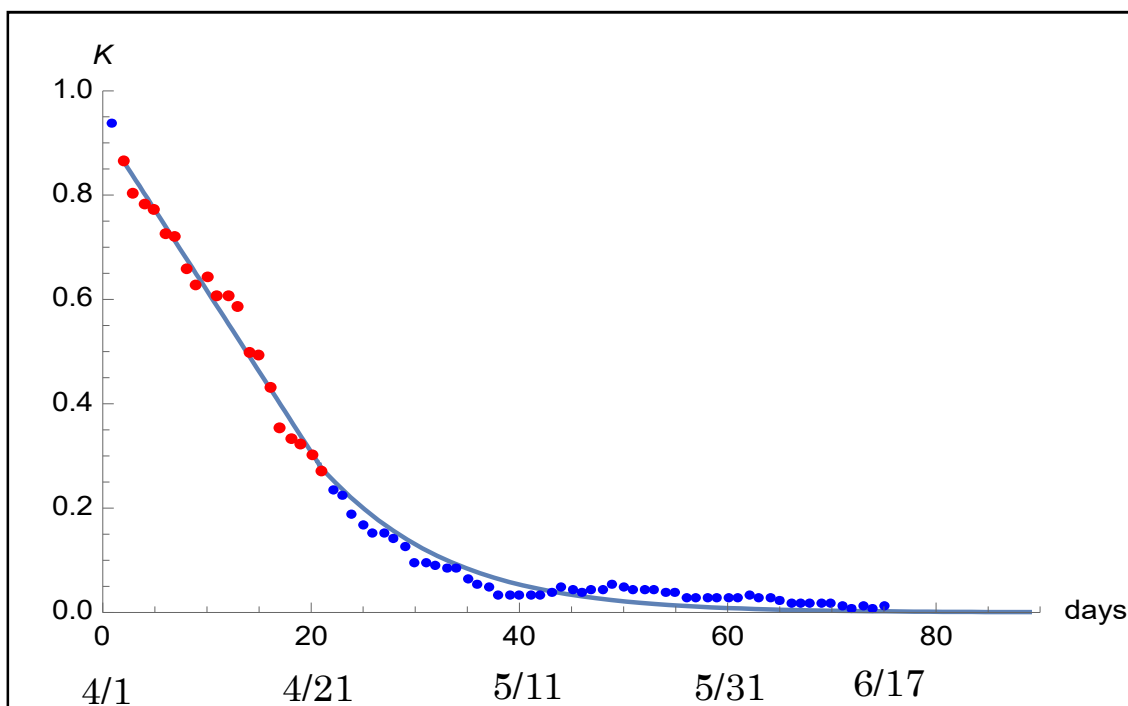
モニタリング指標		神奈川警戒アラートの発動基準
① 感染の状況	神奈川県と東京都の 週あたりの感染者数増加率：K値	4日連続で予想曲線から大きく外れた場合
	新規陽性患者数 (医療・福祉施設クラスターを除く1週平均)	10人
	感染経路不明 (医療・福祉施設クラスターを除く1週平均)	50%以上
② 医療の状況	重症患者数*	
	中等症患者数*	
	医療者に感染が発生している病院数、施設でのクラスター発生数	
③ 監視体制	検査の陽性率、LINE発熱傾向、実効再生産数	



太枠部分を以下に変更

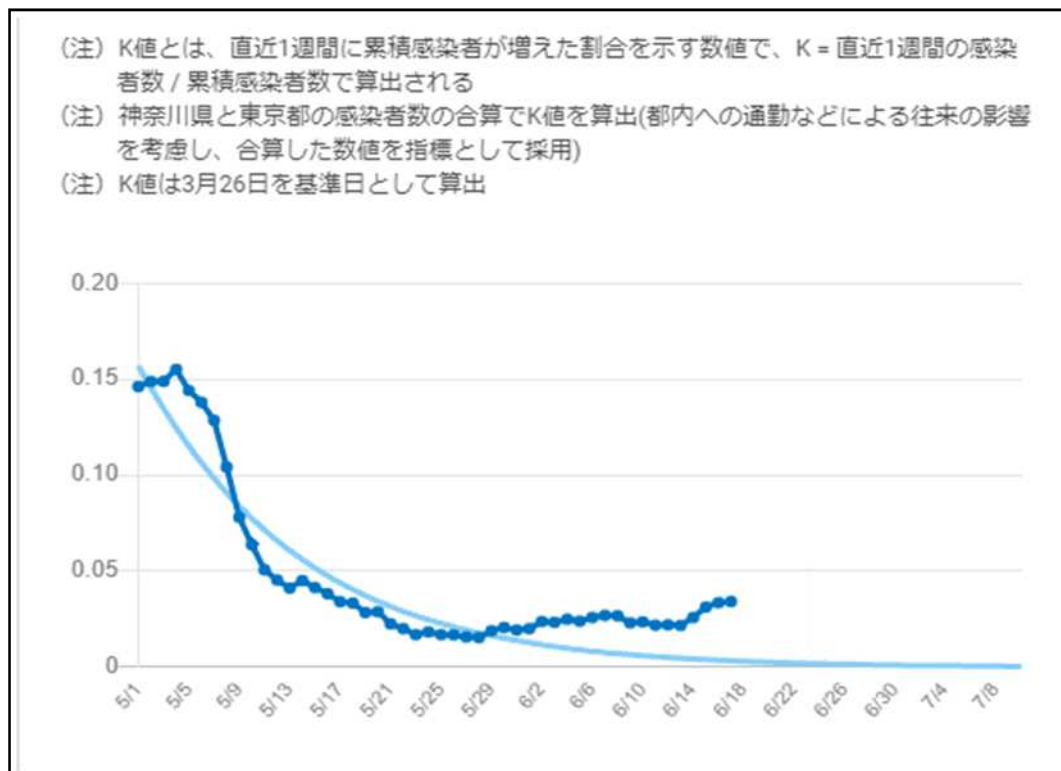
- 現在の「①感染の状況」の指標である神奈川県と東京都の感染者数を合算して算出したK値については、「③の監視体制」の指標とする。
- 「①感染の状況」の指標としては、神奈川県のみ感染者数（医療・福祉施設クラスターを除く）で算出したK値とする。
- K値の警戒アラート発動基準を「4日連続で予想曲線から外れ、上向きの角度で上昇を続けた場合」とする。
- 感染経路不明者の割合の警戒アラート発動基準を「新規陽性患者数が10人以上の時、50%以上」とする。
- 「①感染の状況」の3つの指標がすべて発動基準に達している場合に、「②医療の状況」、「③監視体制」を参考に、専門家が総合的に警戒アラートの発動を判断します。

「①感染の状況」のモニタリング指標（神奈川県のみ感染者数（医療・福祉施設クラスターを除く）で算出したK値グラフ（6月17日まで））



<参考>

「③監視体制」のモニタリング指標（神奈川県と東京都の感染者数を合算して算出したK値）



# 新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針

令和2年3月30日策定

令和2年5月25日改定

令和2年6月18日改定

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部

新型コロナウイルス感染症に関して、本県に4月7日に出された緊急事態宣言は5月25日に解除された。県は、感染の拡大防止と社会・経済活動の維持の両立を図るため、同日、国が示した基本的対処方針を踏まえ、当面、次の方針で対応する。

## 1 情報提供・相談対応

- ホームページ、SNSなど、様々な媒体を活用し、人と人の距離の確保、3つの密を避ける行動など、基本的な感染防止対策や、新しい生活様式への行動変容を促す啓発に努める。
- ホームページの特設サイトで、新型コロナウイルス感染症に関する様々な情報や、影響を受けている県民や事業者に対する支援など、総合的な情報発信に努める。
- 最新の感染状況や神奈川警戒アラートの指標の動向については、「新型コロナウイルス感染症対策サイト」を通じて、迅速に情報提供を行う。
- LINE公式アカウント「新型コロナ対策パーソナルサポート」の普及促進に努める。
- 新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル等を通じて、健康・医療、経営など、県民の相談にきめ細かく対応する。

## 2 まん延防止対策

### (1) 新しい生活様式の定着促進

- 県民へ新しい生活様式の普及と定着の促進を図る。また、感染防止対策がされていない場所へ行くことを控えることを周知する。

### (2) 事業者における感染防止対策の促進

- 在宅勤務、時差出勤など、人との接触機会を低減する取組を促進する。
- 事業者の感染防止対策を支援するため、標準的なガイドラインの公表、周知を図り、感染防止に必要な設備整備等に対する財政支援を行う。
- 事業者がガイドライン等に基づく感染防止対策が見える化できるよ

う、「感染防止対策取組書」の仕組みを運用する。

- 事業所で感染者が発生した際に、利用者に濃厚接触の可能性を通知する「LINEコロナお知らせシステム」を運用する。

### (3) イベント自粛の段階的な解除（別紙）

- 6月19日午前0時をもって、屋内・屋外ともに1,000人以下のイベントについて自粛の要請を解除する。ただし、屋内で行うイベントについては、収容定員に対する参加人数の割合を半分以内とするように求める。

なお、1,000人を超えるイベントの自粛の要請の解除については、別紙に沿って、段階的に解除を検討する。

- イベントの開催にあたっては、感染防止対策を講じるとともに「感染防止対策取組書」及び「LINEコロナお知らせシステム」の二次元バーコードを掲示するよう周知する。

なお、リスクへの対応が整わないと判断される場合は、中止又は延期等、主催者に慎重な対応を求める。

### (4) 感染拡大（2波）に向けた対応

#### ア モニタリングと神奈川警戒アラートの発出（別紙）

- 県は感染拡大（2波）に備え、モニタリング指標等に基づくモニタリングを継続する。
- モニタリング指標が、神奈川警戒アラートの発動基準に達した場合は、医療の状況や監視体制などを含め、専門家の意見を聞き、神奈川警戒アラートの発動を判断する。
- 神奈川警戒アラートを発動した場合は、県民に外出自粛を要請するとともに、事業者に感染防止対策の再確認や徹底を呼びかける。

#### イ 緊急事態宣言が出された際の対応

- 再び、本県が緊急事態宣言の対象となった場合は、改めて、「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」を定め、緊急事態措置等を実施する。

### (5) 県機関における取組

- 「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」に基づき、必要な対応を図る。

## 3 サーベイランス・医療の提供、医療体制の維持

- 市町村や地域の関係機関等と連携・協力しながら、医療崩壊を防ぐための現場起点の医療提供体制「神奈川モデル」を維持・進化させ、医療・福祉・高齢者等の保護に取り組み、感染者数を極限まで抑える。



- 検査体制については、医師が必要と判断した場合に迅速に検査が受けられるよう、外来診療や検査キャパシティの拡充を図る。
  - ・医師会等の関係団体と連携し、地域の実情に応じた地域外来・検査センター等の設置を推進
  - ・民間の検査機関等も含めた検査能力の拡大
  - ・スマートアンプ法の導入による PCR 検査の迅速化や、抗原検査・抗体検査の導入検討など、多様な検査手法の活用
- 感染拡大の段階に応じて、重症・中等症・軽症など症状に応じた適切な医療を迅速に提供するため、病床や宿泊療養施設、搬送手段等の確保に努める。
  - ・高度医療機関、重点医療機関、重点医療機関協力病院相互の連携による病床確保
  - ・軽症者・無症状者のための宿泊療養施設の確保
- 小児や精神疾患患者などをはじめ、患者の特性や生活環境に応じて、きめ細やかな医療を提供できるよう「神奈川モデル」の充実を図る。
- 医療機関や福祉施設等における院内感染の防止に向けて、必要な物資等の提供を速やかに行うとともに、クラスター等の発生時には専門的なチーム（C-CAT）を派遣するなど、適切な支援を行う。
- 医療機関や関係施設等の従事者や家族などへの偏見や風評被害を防止するための啓発に努めるとともに、医療従事者等へのこころのケアなどの支援に取り組む。

#### 4 経済・雇用対策等

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業への経営相談や、制度融資を活用した金融支援などにより、中小企業の経営安定化に努める。
- 店舗における感染防止対策への支援や、売上げが減少している事業者の再起促進支援、緊急事態宣言に伴う休業に対応した事業者への支援を進める。
- 新型コロナウイルス感染症の影響で、内定を取り消された方が生活費を得ながら、就職活動が行えるよう、緊急雇用対策を進める。
- 新型コロナウイルス感染症の影響で、生活に困窮する県民を対象に、くらし、住まい、しごとの相談をワンストップで受け付ける生活支援総合相談窓口を運営する。
- これら支援策について、国等の支援策とあわせ、県民、事業者にわかりやすく周知する。

#### 5 物資・資機材の確保

- 医療機関や社会福祉施設、教育機関などで不足するマスクや消毒液

などの物資について、国や他の自治体、協定事業者への要請などにより調達、供給に努める。

## 6 本部体制の充実

- 特措法に基づく本部体制の下、引き続き、全庁が緊密に連携して、新型コロナウイルス感染症対策に取り組む。

## 7 その他

- 5月25日改定の本方針で定めた次の要請について、6月19日午前0時をもって解除する。
  - ・ 県民への繁華街の接待を伴う飲食店など、クラスター歴のあるような場所の利用の自粛
  - ・ 県民への帰省や旅行など、県域を越えた移動の自粛
  - ・ 遊興施設等への午後10時までの営業時間の短縮
- 4月7日制定、5月5日最終改定の「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」は、緊急事態宣言解除に伴い5月25日をもって廃止する。
- 本方針に定めた対策や体制は、状況の変化に応じて、更なる強化や、通常に戻すなど、柔軟に対応する。

## 緊急事態宣言解除後の再警戒の指標

モニタリング指標		神奈川警戒アラートの発動基準
感染の状況	神奈川県のお当たりの感染者数 (医療・福祉施設クラスターを除く)増加率：K値	4日連続で予想曲線から外れ、上向きのお角度で上昇を続けた場合
	新規陽性患者数 (医療・福祉施設クラスターを除く 1週平均)	10人
	感染経路不明 (医療・福祉施設クラスターを除く 1週平均)	新規陽性患者数が10人以上の時、50%以上
医療の状況	重症患者数	
	中等症患者数	
	医療者に感染が発生している病院数、施設でのクラスター発生数	
監視体制	神奈川県と東京都のお当たりの感染者数増加率：K値、検査の陽性率、LINE発熱傾向、実効再生産数	

## 緊急事態宣言解除後のイベントの開催について

時期		収容率	人数上限
小規模イベントについて 自粛要請の解除 (5月27日～)	屋内	50%以内	100人
	屋外	十分な間隔	200人
中規模イベントについて 自粛要請の解除 (6月19日～)	屋内	50%以内	1000人
	屋外	十分な間隔	1000人
大規模イベントについて 自粛要請の解除 (7月10日を目途)	屋内	50%以内	5000人
	屋外	十分な間隔	5000人
(8月1日を目途)	屋内	50%以内	上限なし
	屋外	十分な間隔	上限なし

(注) 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度(両方の条件を満たす必要)。

※ その他、コンサート、展示会、プロスポーツ、お祭り・野外フェス等のイベント開催については、国の考え方に準じる。

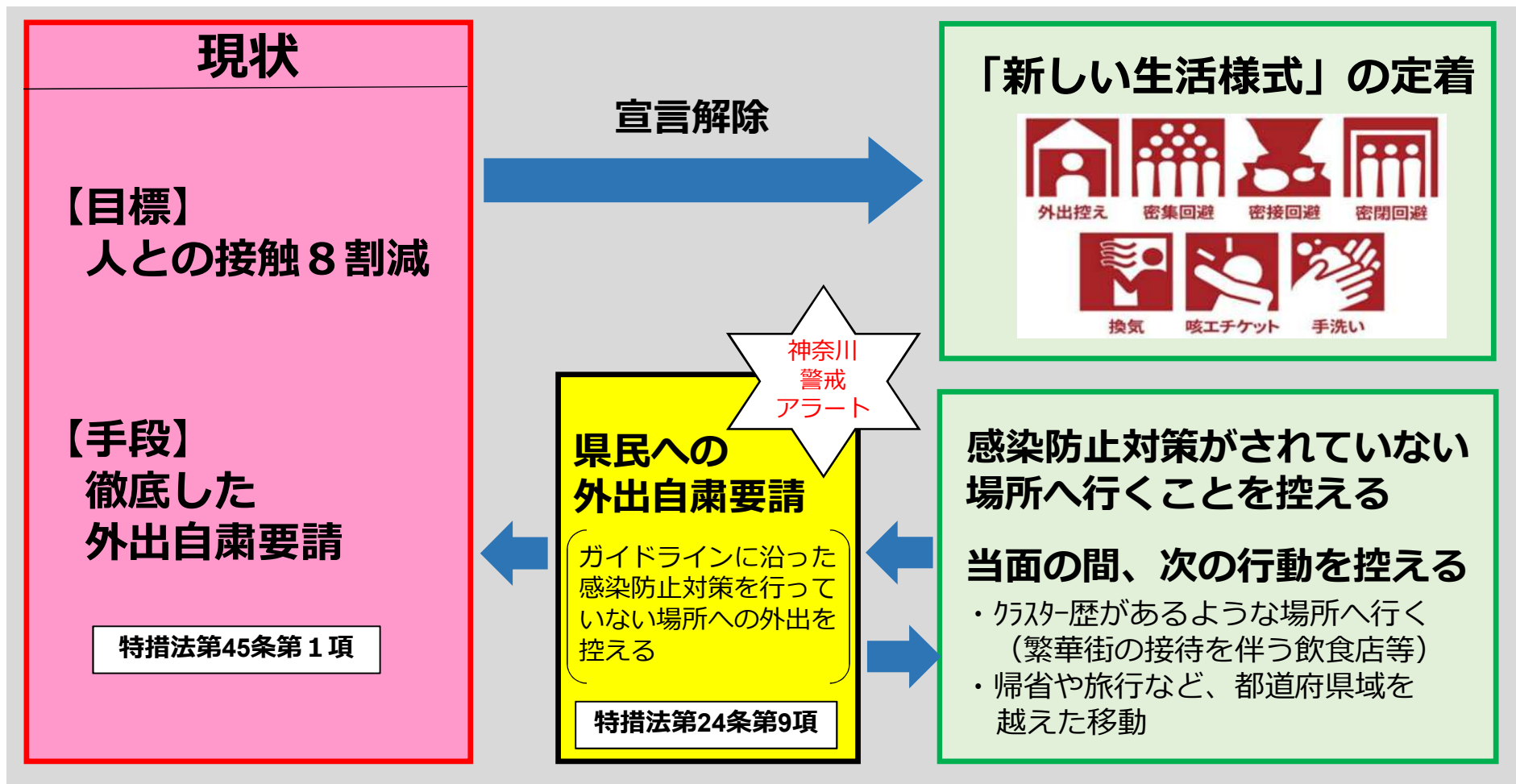
# 外出自粛要請について

参考資料  
(前回会議資料から抜粋)

<緊急事態宣言下>

<解除後>

徹底的な外出自粛要請 から 「新しい生活様式」等の周知徹底 へ



# 段階的な解除のステップ

## 国の 基本的対処方針

- ・緊急事態宣言が解除された時、施設の使用制限等（休業要請など）は基本的に解除
- ・ただし、新しい生活様式が社会経済全体で安定的に定着するまで、一定の移行期間を設け、感染拡大のリスクに応じて段階的に移行

### 【ステップ1】

- ◆県は、事業者がガイドラインに基づく適切な感染防止対策を講じることを前提に、休業要請を解除
- ◆事業者は、自ら感染防止対策の創意工夫を図り、段階的に営業を再開（原則、夜10時までの時短営業を要請）

- ・遊興施設
- ・大学、学習塾
- ・運動、遊戯施設
- ・劇場等
- ・集会・展示施設
- ・商業施設
- ・文教施設（施設の種別によって休業要請していた施設）

※ 飲食店は 時短営業を緩和 { 朝5時から夜8時まで 酒類提供は夜7時まで ➡ 朝5時から夜10時まで }

- ◆小規模イベントの開催を可能とする

### 【ステップ2】

- ◆時短営業を解除
- ◆中規模イベントから順次開催を可能とする

- ・業種別ガイドライン及び県作成のガイドラインに基づく感染防止対策
- ・感染防止に向けた創意工夫

補助金等による  
財政支援

- ・「感染防止対策取組書」による見える化
- ・LINEコロナお知らせシステム

【参考】県対処方針 新旧対照表

改定案	現行
<p style="text-align: center;">新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針</p> <p style="text-align: right;">令和2年3月30日策定 令和2年5月25日改定 <u>令和2年6月18日改定</u></p> <p style="text-align: center;">新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部</p> <p>(略)</p> <p>2 まん延防止対策</p> <p>(1) 新しい生活様式の定着促進</p> <p>○ 県民へ新しい生活様式の普及と定着の促進を図る。また、<u>感染防止対策がされていない場所へ行くことを控えることを周知する。</u></p> <p>(2) 事業者における感染防止対策の促進 <u>(見出し削除)</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p style="text-align: center;">新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針</p> <p style="text-align: right;">令和2年3月30日策定 令和2年5月25日改定</p> <p style="text-align: center;">新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部</p> <p>(略)</p> <p>2 まん延防止対策</p> <p>(1) 新しい生活様式の定着促進</p> <p>○ 県民への<u>外出自粛の要請は解除し</u>、新しい生活様式の普及と定着の促進を図る。また、<u>概ね3週間、次の行動を控えるよう要請する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>繁華街の接待を伴う飲食店など、クラスター歴のあるような場所の利用</u></li> <li>・ <u>帰省や旅行など、県域を越えた移動</u></li> </ul> <p>(2) 事業者における感染防止対策の促進 <u>ア 感染防止対策の促進</u></p> <p>(略)</p> <p><u>イ 段階的な休業要請の解除（別紙）</u></p> <p>○ <u>4月11日から「遊興施設等」「大学、学習塾等」「運動、遊技施設」「劇場等」「集会・展示施設」「商業施設」「文教施設」に行ってきた休業要請については、事業者が感染拡大防止対策を講じることを前提に解除する。ただし、当面の間、午後10時までの営業時間の短縮を要請する。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>また、飲食店など「食事提供施設」については、事業者が感染拡大防止対策を講じることを前提に、これまでの「午後8時まで」から「午後10時まで」へと営業時間の短縮を緩和する。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>なお、これらの時短営業の解除については、概ね3週間後、感染状況のモニタリングや専門家の意見などを踏まえ、総合的に判断する。</u></p>

【参考】県対処方針 新旧対照表

改定案	現行
<p>(3) イベント自粛の段階的な解除 (別紙)</p> <p>○ <u>6月19日午前0時をもって、屋内・屋外ともに1,000人以下のイベントについて自粛の要請を解除する。ただし、屋内で行うイベントについては、収容定員に対する参加人数の割合を半分以内とするように求める。</u></p> <p>なお、<u>1,000人を超える</u>イベントの自粛の要請の解除については、<u>別紙に沿って、段階的に解除を検討する。</u></p> <p>○ イベントの開催にあたっては、<u>感染防止対策を講じるとともに「感染防止対策取組書」及び「LINEコロナお知らせシステム」の二次元バーコードを掲示するよう周知する。</u></p> <p>なお、リスクへの対応が整わないと判断される場合は、中止又は延期等、主催者に慎重な対応を求める。</p> <p>(略)</p> <p>7 その他</p> <p>○ <u>5月25日改定の本方針で定めた次の要請について、6月19日午前0時をもって解除する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>県民への繁華街の接待を伴う飲食店など、クラスター歴のあるような場所の利用の自粛</u></li> <li>・ <u>県民への帰省や旅行など、県域を越えた移動の自粛</u></li> <li>・ <u>遊興施設等への午後10時までの営業時間の短縮</u></li> </ul> <p>(略)</p>	<p>(3) イベント自粛の段階的な解除 (別紙)</p> <p>○ <u>4月11日から行ってきたイベントの自粛の要請については、屋内100人以下、屋外200人以下の小規模イベントについて解除する。</u></p> <p>なお、<u>中規模以上のイベントの自粛の要請の解除については、概ね3週間後、感染状況のモニタリングや専門家の意見などを踏まえ、総合的に判断する。</u></p> <p>○ 県は、イベントの開催にあたって、リスクへの対応が整わないと判断される場合は、中止又は延期等、主催者に慎重な対応を求める。</p> <p>(略)</p> <p>7 その他</p> <p>○ <u>本対処方針のうち、2(1)の「新しい生活様式の定着促進」、2(2)イの「段階的な休業要請の解除」及び2(3)の「イベント自粛の段階的な解除」については、5月27日午前0時から適用する。</u></p> <p>(略)</p>

【参考】県対処方針 新旧対照表

改定案		現行	
緊急事態宣言解除後の再警戒の指標		緊急事態宣言解除後の再警戒の指標	
モニタリング指標	神奈川警戒アラートの発動基準	モニタリング指標	神奈川警戒アラートの発動基準
感染の状況	<p><u>神奈川県</u>の週当たりの感染者数 (医療・福祉施設クラスターを除く)増加率：K値</p> <p>新規陽性患者数 (医療・福祉施設クラスターを除く 1週平均)</p> <p>感染経路不明 (医療・福祉施設クラスターを除く 1週平均)</p>	<p><u>神奈川県と東京都</u>の週当たりの感染者数増加率：K値</p> <p>新規陽性患者数 (医療・福祉施設クラスターを除く 1週平均)</p> <p>感染経路不明 (医療・福祉施設クラスターを除く 1週平均)</p>	<p><u>4日連続で予想曲線から外れ、上向きの角度で上昇を続けた場合</u></p> <p>10人</p> <p><u>新規陽性患者数が10人以上の時、50%以上</u></p> <p><u>4日連続で予想曲線から大きく外れた場合</u></p> <p>10人</p> <p><u>50%以上</u></p>
医療の状況	<p>重症患者数</p> <p>中等症患者数</p> <p>医療者に感染が発生している病院数、施設でのクラスター発生数</p>	<p>重症患者数</p> <p>中等症患者数</p> <p>医療者に感染が発生している病院数、施設でのクラスター発生数</p>	
監視体制	<u>神奈川県と東京都</u> の週当たりの感染者数増加率：K値、検査の陽性率、LINE発熱傾向、実効再生産数	検査の陽性率、LINE発熱傾向、実効再生産数	
(削除)		緊急事態宣言解除後の施設管理者への新たな要請内容	
		<p>&lt;基本的に休止を要請していた施設&gt;</p> <p><u>遊興施設等、大学・学習塾等、運動・遊技施設、劇場等、集会・展示施設、商業施設</u> →ガイドラインに基づく適切な感染防止対策の実施、夜10時までの時短営業</p> <p>&lt;施設の種別によっては休業を要請していた施設&gt;</p> <p><u>文教施設（大学等を除く。）</u> →ガイドラインに基づく適切な感染防止対策の実施、夜10時までの時短営業</p> <p>&lt;社会生活を維持する上で必要な施設のうち以下の業種&gt;</p> <p><u>食事提供施設（飲食店、料理店、喫茶店等）</u> →ガイドラインに基づく適切な感染防止対策の実施、夜10時までの時短営業 (宅配、テイクアウトサービスは除く。)</p>	



【参考】県対処方針 新旧対照表

改定案				現行
緊急事態宣言解除後のイベントの開催について				緊急事態宣言後のイベントの開催について
<u>時期</u>		<u>収容率</u>	<u>人数上限</u>	<p>→小規模イベント（屋内 100 名以下、屋外 200 名以下）について自粛要請の解除  <u>ただし、イベントの開催にあたって、リスクへの対応が整わないと判断される場合は中止又は延期等、主催者に慎重な対応を求める。</u>  <u>また、屋内で開催されるイベント等については、収容定員に対する参加人数の割合を半分程度以内とするよう求める。</u></p>
<u>小規模イベントについて 自粛要請の解除 (5月27日～)</u>	屋内	50%以内	100人	
	屋外	十分な間隔	200人	
<u>中規模イベントについて 自粛要請の解除 (6月19日～)</u>	屋内	50%以内	1000人	
	屋外	十分な間隔	1000人	
<u>大規模イベントについて 自粛要請の解除 (7月10日を目途)</u>	屋内	50%以内	5000人	
	屋外	十分な間隔	5000人	
<u>(8月1日を目途)</u>	屋内	50%以内	上限なし	
	屋外	十分な間隔	上限なし	
<p>(注) 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度(両方の条件を満たす必要)。  <u>※ その他、コンサート、展示会、プロスポーツ、お祭り・野外フェス等のイベント開催については、国の考え方に準じる。</u></p>				

# 「旅行者のための感染防止サポートブック」と「混雑状況の見える化」で安心の県内旅行

今こそ、地元かながわの魅力を再発見しませんか

県では、新型コロナウイルスの感染防止対策をしながら、安心して旅行を楽しんでいただくため、「感染しない!させない!旅行者のための感染防止サポートブック」を作成するとともに、国内観光客向けウェブサイト「観光かながわNOW」において、「混雑状況の見える化」を行います。今こそ、地元かながわの魅力を再発見する旅に出かけませんか。

## 1 「感染しない!させない!旅行者のための感染防止サポートブック」

- ・新しい生活様式を实践して旅行を楽しむポイントを「旅マエ」「旅ナカ」などの場面ごとに紹介しています。
- ・携帯しやすい A5サイズのリーフレットで、イラストレーターのたちばないさぎさんが感染対策に従事されている方を応援する気持ちを込めて描かれた「アマビエ(古くから日本に伝わる疫病防止の妖怪)」の表紙が目印です。
- ・県ホームページや「観光かながわNOW」に掲載しますので、スマートフォンにダウンロードして御利用いただくこともできます。是非、旅のお供にお持ちください。



県ホームページ



観光かながわNOW

## 2 混雑状況の見える化

「観光かながわNOW」の特集ページにおいて、4つの混雑状況の確認方法を紹介しています。

### (1) モバイル空間統計 人口マップ

株式会社 NTT ドコモと株式会社ドコモ・インサイトマーケティングが提供する「モバイル空間統計 人口マップ」により、最短1時間前から過去 24 時間分の人口分布（1辺 500 メートルごと）を確認できます。また、前年同月の状況も確認できます。

※出展元:ドコモ・インサイトマーケティング  
モバイル空間統計



モバイル空間統計 人口マップ

### (2) Yahoo!地図 混雑レーダー

Yahoo!JAPAN が公開しているウェブ版「Yahoo!地図」の「混雑レーダー」を県内5エリア別にリンクさせました。地図上のエリア名をクリックすると、直近の混雑状況を確認できます。



Yahoo!地図 混雑レーダー

### (3) 訪問数の多い時間帯

Googleで観光施設等を検索すると、検索結果の右側(スマホの場合は下側)のビジネス情報欄に表示される「訪問数の多い時間帯」「最新の訪問情報」から混雑状況を確認できます。

※ 施設により、表示されない場合もあります。

### (4) 道路の渋滞状況

日本道路交通情報センターの「道路交通情報 Now!!」から、高速道路、都市高速道路、一般道路(主要地域)の交通情報を、簡易図形や文字で 24 時間(5分ごとに更新)確認できます。また、渋滞・規制図のほか、規制一覧、旅行時間一覧、工事行事予定一覧、道路画像一覧も確認できます。

## 問合せ先

神奈川県国際文化観光局観光部観光企画課

課長 渡邊 電話 045-210-5760

1について 観光戦略グループ 笹野 電話 045-210-5765

2について 観光プロモーショングループ 中山 電話 045-210-5767

発行元・お問合せ先  
神奈川県国際文化観光局観光部観光企画課  
〒231-8588 横浜市中区日本大通1  
045-210-1111(代表)  
発行年月 令和2年6月

**STOP! 感染拡大!**



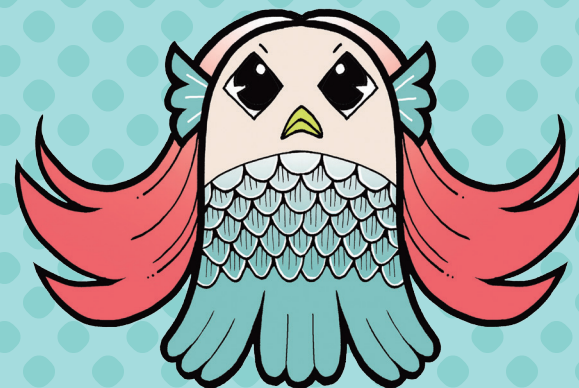
**アマビエ・アマビコ**とは

古くから日本に伝わる妖怪で、姿を絵に描いて人に見せると疫病封じに効くと言われています。

このリーフレットのアマビエ・アマビコは、イラストレーターのたちばないさぎさんが新型コロナウイルス感染症対策に従事されている方を応援する気持ちを込めて描かれたものです。

**感染しない! させない!**

# 旅行者のための 感染防止 サポートブック



新型コロナウイルスの感染防止対策をしながら、  
安心して旅行を楽しめるようポイントを詰め込んだリーフレットです。  
旅行のお供にぜひ連れて行ってください。

# 新しい生活様式 を実践しながら旅行を楽しみましょう

## 感染防止の3つの基本

① 身体的距離の確保  
② マスクの着用  
③ 手洗い



## 出発前・帰宅時に気を付けること

- 出発前に体温測定、健康チェックをしましょう。
- 発熱又は風邪の症状がある場合は、出かけるのをやめましょう。
- 帰宅したら手や顔を洗い、できるだけすぐに着替え、シャワーを浴びましょう。



## 旅行中に具合が悪くなった時

旅行中に具合が悪くなった時は、旅行を中止し、帰宅しましょう。

- 発熱又は風邪の症状が表れたら、受診を検討しましょう。
- 帰宅後、症状が治るまでは外出を控えてください。

次の症状がある場合は、帰国者・接触者相談センター等にご相談ください。

- ・ 息苦しさ、強いだるさ、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ・ 重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
- ・ それ以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合



### 新型コロナウイルス感染症について

ページ内の「県民の皆様へ」の「帰国者・接触者相談センター」をご覧ください。

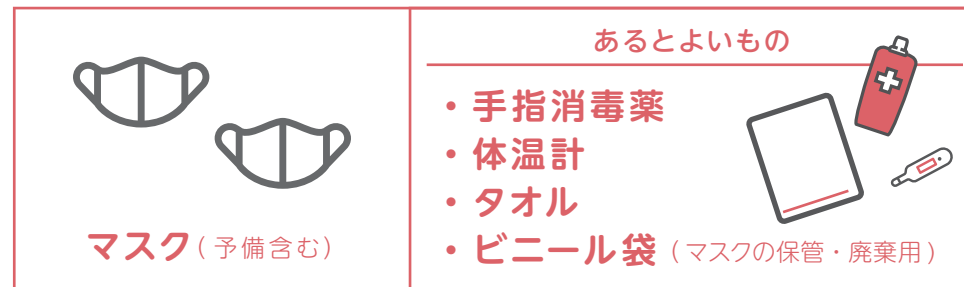
# 旅マエ



## 持ち物

あるとよいもの

- ・ 手指消毒薬
- ・ 体温計
- ・ タオル
- ・ ビニール袋 (マスクの保管・廃棄用)



## 情報収集

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控えましょう。
- 行き先の混雑状況を事前に確認し、事前予約をしたり、到着時間をずらしましょう。

神奈川県内の最新感染動向や  
神奈川警戒アラート指標について

神奈川県内の観光情報や  
混雑状況について



新型コロナウイルス  
感染症対策サイト



神奈川県公式観光サイト  
観光かながわNOW

身近にこんな場所があったんだ！  
そんな情報も満載です。  
地元かながわの魅力を  
再発見できるかも

感染状況によって施設の営業時間等が  
変更になるかもしれません。  
前日にも旅行先の情報を  
再確認しましょう！



# 神奈川県の実安全・安心の取組

## LINE コロナお知らせシステム

出発前に下記のQRコードをスマートフォンで読み取り、県のLINE公式アカウント「**新型コロナ対策パーソナルサポート(行政)**」に登録しましょう。

訪問先で「感染防止対策取組書」の右下のQRコードを読み取っていただくと、感染された方がその場所を利用した場合、県のシステムからLINEでお知らせします。 ※QRコードは、(株)デンソーウェーブの登録商標です。



**新型コロナ対策  
パーソナルサポート(行政)**

## 感染防止対策取組書

神奈川県では、各店舗・施設等での感染防止対策を徹底していただくよう独自のチェックリストを作成しました。

県のチェックリストに基づく取組を行っている店舗等では、「**感染防止対策取組書**」を掲示しているので感染防止対策を確認することができます。

QRコードは、店舗・施設ごとに、読み取った日時に基づきメッセージをお届けしますので、その都度読み取ってください。

神奈川県

当事業所は、**感染症対策**として以下のことに取り組んでいます

- 仕切り設置または着席位置の工夫による飛沫防止
- レジ等仕切り設置
- 混雑時入店制限 **記載例**
- マスク等着用
- 手洗い・手指消毒
- 発熱時等入店制限
- 大皿等での提供を避ける
- 十分な換気
- 支払時キャッシュレスまたはコイントレイ使用
- 感染発生状況の情報提供

事業所名 **かながわ食堂 横浜みなとみらい本店**

LINE コロナ  
お知らせシステム

QRコード  
登録はこちら

業種：一般企業  
住所：神奈川県横浜市中央区磯山町9-87  
電話番号：045-123-4567  
営業時間：9時～18時  
発行日：令和2年5月26日

# 旅ナカ

## 公共交通機関を利用する時

- できるだけオンライン販売を利用するとともに、予約する時は他の人と離れた座席を選びましょう。
- 多くの人が触れる箇所を触った後は、手洗い・消毒をしましょう。
- 混雑時を避け、他の人と接触しないように注意しましょう。
- 電車やバスを待つ時は、前の人に近づきすぎないように注意しましょう。
- 会話は控えめにしましょう。

先に予約しておけば、旅の予定も立てやすくなりますね!

空いているほうが心も体もリラックス!



## 車を利用する時

- ウイルスを持ち込まないように、乗車前に手洗い・消毒をしましょう。
- 出発前にドアハンドル、ハンドル、シフトノブなどを消毒しましょう。
- 移動中はこまめに換気して、外のきれいな空気を吸いましょう!



# 旅ナカ

## 観光する時

- 事前予約やチケットの前売り販売等を利用して、旅へのわくわく感を楽しみましょう！
- 混んでいる時間帯の入場はグッと我慢！
- 列になって待つ時には、前の人に近づきすぎないように注意しましょう。
- 前後左右を空けて、着席しましょう。
- 観光施設を巡る時は、他の人と十分な距離をとりましょう。

海・山・川でも  
ソーシャルディスタンス！

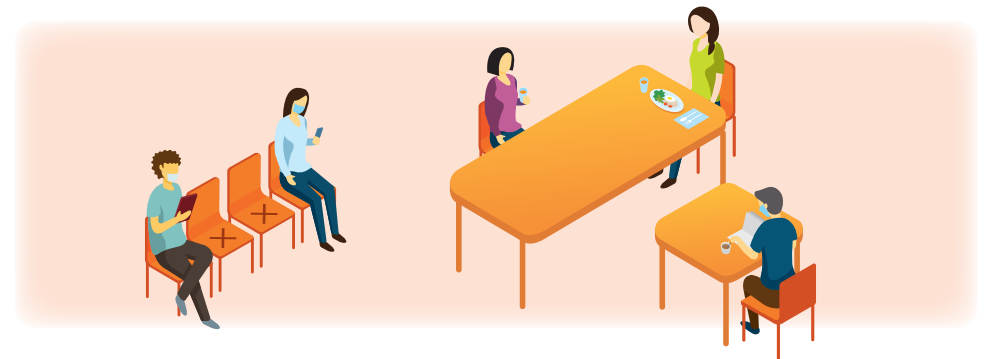
熱中症にも  
注意してね



5

## 食事する時

- お食事の前後は、手洗い・消毒をしましょう。
- 美味しいお料理を食べる直前まで、マスクを着用してグッと我慢！
- テイクアウトを利用して、綺麗な景色を見ながら食べるのも旅の醍醐味！
- お食事は、各自の小皿などに取り箸等でとって楽しみましょう。
- 列になって待つ時には、前の人に近づきすぎないように注意しましょう。
- 店内では、他のお客さんとはできるかぎり間隔をあけ、向かい合って座るのは避けましょう。
- 他のお客さんがいる時は、会話は控えめにしましょう。



6

# 旅ナカ

## 買い物する時

- 混んでいる時は、お店に入るのは控えましょう。
- サンプルや展示品などは、手で触れないで、目で見て楽しみましょう。
- お店での滞在時間は、できるだけ短くしましょう。
- お買い物中やレジで待つ時は、できるかぎり、他のお客さんと間隔をあげましょう。

お土産リストなどを  
あらかじめ  
準備しておく  
と、スムーズに  
お買い物ができるね



## 宿泊する時

- チェックイン・チェックアウト等で行列ができる時は、前の人に近づきすぎないように注意しましょう。
- 滞在中、発熱など具合が悪くなった時は、すぐに従業員に申し出ましょう。
- 滞在中は、他の人と十分な距離をとりましょう。
- 共用のタオルなどの利用は避け、できるだけ自分のものや部屋に備え付けられたものを利用しましょう。
- 万が一に備えて、宿泊カードには同行者全員の情報を記入しましょう。

無理は禁物







## 知事メッセージ

5月25日に緊急事態宣言が解除されてから、約3週間が経過しました。

この間、県民の皆さんには、接待を伴う飲食店など、クラスター歴のあるような場所などに行くことや、県域を越える移動を控えていただくようお願いしてきました。また、一部の事業者には夜10時までの時短営業をお願いしてきました。

こうした県の要請に、深いご理解、ご協力を賜ったおかげで、県内における新型コロナウイルスの陽性患者発生数は、落ち着きを見せています。

そこで県は、これらの要請について、本日をもって解除することにしました。

今後、県民の皆さんには、引き続き、新型コロナウイルスは身近にあるという意識をもって、3つの密を避けるなど、自ら新しい生活様式を実践していただくとともに、感染防止対策がされていない場所に行くことを、できるだけ控えていただきたいと思います。

また、事業者の皆さんには、引き続き、感染防止対策を徹底いただくとともに、その取組が見える化し、利用者に安心して選んでいただけるよう、県が普及している「感染防止対策取組書」や「LINE コロナお知らせシステム」を活用くださるようお願いいたします。

県では、感染防止対策に取り組む事業者を支援するため、施設の改修や業態の変更などの取組に対する補助も行っていますので、ぜひご利用ください。

さらに、1,000人までの規模のイベントについても、自粛要請を解除することになりましたが、その開催に当たっては、会場内に感染防止対策取組書を掲示するなど、参加者が安心してご利用いただけるような取組をお願いします。

また、観光に関しては、県が作成した「旅行者のための感染防止サポートブック」を活用するなど、対策をしっかりと講じたうえで、まずは、県内旅行を楽しんでいただきたいと思います。

新型コロナウイルスとの戦いは、今後も続きます。これからのウィズコロナ時代では、感染拡大防止と社会経済活動の両立が必要です。

県では引き続き、神奈川モデルによる医療提供体制をしっかりと確保するとともに、感染状況を日々モニタリングし、適切な情報提供に努めてまいりますので、今後も、県民、事業者の皆さんのご理解、ご協力をお願いいたします。

令和2年6月18日

神奈川県知事 黒岩 祐治

令和2年6月 日

【6業種、食事提供施設に関わる団体】 御中

神奈川県知事 黒岩 祐治

新型コロナウイルス感染症のまん延防止に係る本県の対応について

日ごろより、県政の推進にご協力いただき、ありがとうございます。

さて、本日、県対策本部会議を開催し「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」を改定し、これまで夜10時までの営業時間の短縮を要請していましたが、6月19日午前0時をもって、解除しました。

これまでの皆様のご理解ご協力を深く感謝申し上げます。引き続き、県が作成したチェックリスト及び業界団体が作成したガイドライン等に基づく、感染防止対策を徹底していただくとともに「感染防止対策取組書」及び「LINE コロナお知らせシステム」の活用について貴組合員に対し、改めて周知くださるようお願いいたします。

・別添

- 1 知事メッセージ
- 2 新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針(令和2年6月18日改定)

・感染防止対策取組書及びLINE コロナお知らせシステムについて

[https://www.pref.kanagawa.jp/docs/z7a/guidelines.html?pk\\_campaign=top&pk\\_kwd=nCoV-chklst#torikumi](https://www.pref.kanagawa.jp/docs/z7a/guidelines.html?pk_campaign=top&pk_kwd=nCoV-chklst#torikumi)

・旅行者のための感染防止サポートブックについて

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ya3/senryaku/kansenboushi-supportbook.html>

問合せ先

〇〇局 〇〇課 〇〇〇〇

電話 045(210)1111 内線 〇〇〇〇